

訴 状

平成20年8月13日

大阪地方裁判所 御中

特別報酬の支給差止等請求事件(住民訴訟)

原告 小林洋一

原告住所・送達場所

〒594-1155 大阪府和泉市緑ヶ丘2丁目13番10号

電話 0725 - 54 - 2626

FAX 0725 - 54 - 2626

被告 和泉市長 井坂善行

〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

電話 0725 - 41 - 1551

FAX 0725 - 45 - 9352

被告 和泉市病院事業管理者 山下隆史

〒594-0071 大阪府和泉市府中町四丁目10番10号

電話 0725 - 41 - 1331

FAX 0725 - 43 - 3350

訴訟物の価格 算定不能

印紙額 金1万3000円

請求の趣旨

- 1 被告和泉市長は、井坂善行に対し178,080,428円及びこれに対する訴状送達の日
の翌日から支払い済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。

- 2 被告和泉市病院事業管理者は、山下隆史に対し24,990,368円及びこれに対する訴状送達の日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 3 被告和泉市長らは非常勤職員への特別報酬の支出を差止よ。
- 4 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

請求の原因

第1 当事者

- 1 原告は、和泉市の住民である。
- 2 被告井坂善行は、和泉市の市長である。
- 3 被告山下隆史は、和泉市病院事業管理者である。
- 4 被告の損害賠償求の相手方である井坂善行は本件違法支出について支出命令を行った和泉市市長であり、同じく山下隆史は本件違法支出について支出命令を行った和泉市病院事業管理者である。

第2 違法対象事実

和泉市長(兼水道事業管理者)は非常勤職員へ特別報酬として詳細別紙1の

平成19年夏期特別報酬 81,652,183 円

平成19年冬期特別報酬 96,428,245 円

同じく病院事業管理者は非常勤職員へ特別報酬として詳細別紙2の

平成19年夏期特別報酬 11,078,923 円

平成19年冬期特別報酬 13,911,445 円

を支給した。

第3 特別報酬の性格について

本件特別報酬は月々支給されている地方自治法第203条第1項の「報酬を支給しなければならない」の報酬とは別に支給されているものであり、報酬とは名ばかりで、6月に夏季分として、12月に冬季分として支給されており、支給基準等支給方法からしても期末手当に他ならない。

第4 本件非常勤職員の雇用の位置づけについて

1 平成17年3月予算審査特別委員会(3月9日)において
逢野議員の「この非常勤嘱託職員のいわゆる雇用する位置づけ」の質問に対し
総務部次長兼人事課長(森野昇君)は
非常勤職員につきましては、根拠といたしましては、地方公務員法第3条3項3号の
規定によりまして、また、和泉市非常勤職員の任用に関する要綱に基づきまして、1
年ごとに更新し、雇用しております。

と答弁している。(甲第2号証)

更に、平成18年12月定例会(12月13日)において、
小林昌子議員の「非常勤職員の雇用の法的根拠について、平成17年3月予算委員
会において逢野議員の質問に対し、当時の総務部次長兼人事課長森野氏が次の
ように答弁されていますが、その認識でよろしいか、確認をいたします。」の質問に対
し

石川清総務部理事[人事担当]は
非常勤の雇用の根拠でございますが、平成17年3月の予算委員会での非常勤職員
に関する答弁のとおりでございます。

と答弁している。(甲第3号証)

即ち本件非常勤職員は特別職として採用されている。

2 辞令上の表記について(甲第8号証)

本件非常勤職員への辞令には、和泉市 に委嘱する
とあり、この委嘱の文言は通常一般職員については用いられないもので、特別職で
雇用されていることがわかる。

第5 本件非常勤職員の報酬等の支給に関する根拠法令について

前述の答弁にある和泉市非常勤職員の任用に関する要綱の第3条(報酬及び費用
弁償)には(甲第4号証)

第3条 非常勤職員に対する報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年和泉市条例22号)第2条第3項及び和泉市職員の給与に関する条例(昭和38年和泉市条例第16条)第12条に規定する範囲内で別に定めるところにより支給する。

ここでの特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年和泉市条例22号)(甲第5号証)の(この条例の目的)第1条に

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条第5項の規定により、特別職の職員で非常勤のもの(議会の議員及び消防団員を除く。以下「特別職の職員」という。)の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について定めることを目的とする。

とあり、非常勤職員について定めた地方自治法第203条によっていることを明確に規定している。

第6 和泉市の本件非常勤職員への報酬等の支給の定めについて

1 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例第2条第3項には

臨時又は非常勤の嘱託員及びこれに準ずるものの報酬額は、日額又は月額とし、予算を超えない範囲内において任命権者が市長の承認を得て定める。

と定め

2 本件特別報酬については、非常勤職員の報酬及び費用弁償取り扱い基準(甲第6号証)において、支給基準、支給額を定めている。

第7 本件特別報酬の違法性(地方自治法第203条及び204条違反)

1 地方自治法第203条において

第1項で、その他普通地方公共団体の非常勤の職員(短時間勤務職員を除く。)に対し、報酬を支給しなければならない。と定め、

第2項では、報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。と定め

第3項では職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。と定め

第5項では報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない

とされている。

2 更に法第204条の2では

第204条の2 普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基く条例に基かすには、これを第203条第1項の職員及び前条第一項の職員に支給することができない。

とあり、条例に規定が無いと、いかなる職員への給与等も支給出来ないことになっている。

3 以上から本件地方自治法第203条の対象となる非常勤職員については報酬及び費用弁償以外は支給出来ないことと定められており、本件特別報酬は期末手当であり明らかに違法な支出である。

4 本件特別報酬が仮に報酬の一部であったとしても、この支給方法を条例で定めなければならないところ、条例では予算を超えない範囲内において任命権者が市長の承認を得て定めると全て市長に全面委任しており、更に本件の支給を定めた非常勤職員の報酬及び非常勤費用弁償取扱基準(内規)は、地方自治法15条所定の規則としての法形式がとられていないことが明らかである上、同法に基づく制定、公布の手續がとられていないことからして、これを同法15条にいう規則と認めることはできない。又如何なる法律や条例の委任を受けたかが明らかでなく、この内規では支給月数のみが定められ、この前提となる報酬についてはその最高額が規定されているのみで、これでは特別報酬(期末手当)の額を定めたものとは言えず、有効な内規とは言えない。

以上から支給方法を条例で定めなければならないいわゆる給与条例主義に違反する。

5 以上本件特別報酬の支給は、地方自治法上支給が許されないもので、その支出も条例上の根拠を欠き、地方自治法242条にいう違法な公金の支出当たる。

第8 市長及び病院事業管理者の責任について

地方公共団体の長の権限に属する財務会計上の行為を補助職員が専決により処理した場合は、管理者は、補助職員が財務会計上の違法行為をすることを阻

止すべき指揮監督上の義務に違反し、故意又は過失により右補助職員が財務会計上の違法行為をすることを阻止しなかったときは、普通地方公共団体が被った損害につき賠償責任を負う。(平成3年12月20日最高裁判所第二小法廷)
本件については、既に平成18年12月定例会(12月13日)にて、小林昌子議員が、一般質問にて本件特別報酬が違法の可能性がある旨指摘しており(甲第7号証)、それ以降も何らの対応もとらず、本件特別報酬の支給を続けたことは市長の重大な過失であり、その責任は免れない。病院事業管理者においても同様である。

第9 和泉市等の損害

違法に支出した特別報酬203,070,796円が和泉市等の損害となる。

第10 監査請求

原告は平成20年5月30日付けで、和泉市監査委員に対し地方自治法第242条第1項に基づく住民監査請求を行ったところ、平成20年7月28日付けで和泉市監査委員より、請求に理由が無いとの通知を受けた。

(甲第1号証参照)

第11 結論

以上、被告和泉市長及び和泉市病院事業管理者に対し、地方自治法第242条の2第1項第1号に基づき特別報酬の支出の差止を、同じく地方自治法第242条の2第1項第4号に基づき井坂善行及び山下隆史に対し損害賠償を請求する事を求める。

第12 本件訴訟の意義について

非常勤職員は市の行政需要に柔軟に対応するのに重要な位置を占めており、且つ常勤職員に対して概して賃金は低く抑えられている。

従って、支給が許されている報酬や費用弁償以外に常勤職員の期末手当に相当する金員を支給する背景は十分に理解できる。

しかしながら、いかに動機が納得できるものであっても法に違背して事務を行うことは地方自治法上許されていない。且つ本件特別報酬(実態は期末手当)を報酬に含めて支給することを条例で定め、同様の効果を発揮することも可能であり、より本質的な対応として一般職の任期付職員の採用での対応も可能である。

このように本件特別報酬をもってのみ非常勤職員の給与(報酬)の増額対応が出来ないわけではなく、又このような不安定な報酬を一定生活の糧にすることは、非常勤職員にとっても決して望ましいことではない。

以上から本件特別報酬の支給制度を廃止し、非常勤職員の扱いを受けている人にとって、より安定した雇用形態と給与(報酬)支給が実現することを求めて訴訟にいたったものである。

添付書類

別紙1 特別報酬支給実績(市長部局)

別紙2 特別報酬支給実績(病院)

証拠方法

証拠説明書(平成20年8月13日付け)による